

事 務 連 絡

平成23年9月14日

公益社団法人 全国老人保健施設協会 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

介護職員等によるたんの吸引等の実施のための指導者養成事業（特定の者対象）について

障害保健福祉行政の推進につきましては、日頃より御協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

標記については、「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための指導者養成事業（特定の者対象）について」（平成23年9月14日障発0914第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）により、各都道府県知事あて事業の申込者の報告を依頼するとともに、別添事務連絡のとおり各都道府県民生主管部（局）あて通知しておりますので、御了知いただきますとともに、本講習について特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

なお、ご不明な点につきましては、お手数でございますが下記までご連絡をいただきますようお願い申し上げます。

照会先・送付先

厚生労働省・社会援護局障害保健福祉部
障害福祉課

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL:03-5253-1111

福祉サービス係 内線 3091 小島

訪問サービス係 内線 3092 高瀬

FAX:03-3591-8914

Eメール: kojima-miki@mhlw.go.jp

takase-yuusuke@mhlw.go.jp

各都道府県民生主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

介護職員等によるたんの吸引等の実施のための指導者養成事業（特定の者対象）について

標記については、「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための指導者養成事業（特定の者対象）について」（平成23年9月14日障発0914第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）により、事業の申込者の報告を依頼したところですが、下記のとおり取扱いいただきますようお願い致します。

記

1. 指導者養成事業について

本事業については、本年度都道府県で実施する介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業（特定の者対象）において、基本研修及び実地研修の講師及びその指導者となる者の養成を実施するものです。本年度の事業において、基本研修及び実地研修の講師となる者は、原則として当該事業を修了した者とする予定です。

2. 指導者養成事業申込者数等について

申込者数について、制限は設けない。

都道府県で実施する介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業（特定の者対象）の講師及び指導者となる者を十分確保していただきたい。希望者が少ない場合は、都道府県において推薦していただきたい。

また、講師及び指導者となる者を十分確保されていることを確認したいので、都道府県で実施する介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業（特定の者対象）の開催予定についても、（別添）に記入のうえ、9月30日（金）までにご報告いただきたい。

3. 指導者養成事業報告書について

9月2日の説明会資料3-3において、アンケートと書いていたものが、指導者養成事業報告書です。指導者養成事業報告書の様式は、指導者養成マニュアル及びDVDとともに、10月上旬に都道府県へ配付いたします。

照会先・送付先

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL:03-5253-1111

福祉サービス係 内線 3091 小島

訪問サービス係 内線 3092 高瀬

FAX:03-3591-8914

Eメール: kojima-miki@mhlw.go.jp

takase-yuusuke@mhlw.go.jp

(別添)

介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業（特定の者対象）開催予定

都道府県名	() 都道府県
都道府県研修実施方法 (いずれか一つを選択)	1. 委託（全部）により実施 委託先（予定）() 2. 委託（一部）により実施 委託内容 () 委託先（予定）() 3. 都道府県で直接実施 4. その他 ()
研修受講者募集数 (予定)	() 名
基本研修開催期間 (予定)	平成 年 月～平成 年 月
実地研修開催期間 (予定)	平成 年 月～平成 年 月

注：都道府県研修（特定の者対象）について記載して下さい。